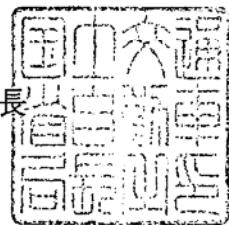




国自整第437号の2
国自環第267号の2
平成28年3月31日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまで「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなつても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もあり、検査が不適切であるとして、自動車検査官が逮捕されるに至った事例も発生しています。

このような状況に鑑み、国土交通省では、平成28年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のため別添の実施要領に基づき諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

つきましては、貴会におかれましても本趣旨をご理解の上、実施内容を定め積極的に不正改造車の排除に努めていただきますよう傘下会員に対し、適切なご指導をお願いします。

なお、実施内容を定めた際には、速やかにその内容について報告をお願いするとともに当該強化月間終了後、速やかに実施結果について報告をお願いします。

全ト協発第32号(環)
平成28年5月9日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人
会長 星



「不正改造車排除運動」の実施について（通知）

平素は当協会の事業運営等につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記運動について、国土交通省自動車局長より別紙の通り通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力下さるようお願い申し上げます。

記

「不正改造車排除運動」の実施について

別添1は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知です。

別添2は、国交省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領です。各地方協会におかれては、別添2の実施要領に基づいて積極的な運動を実施するようお願い致します。なお、実施結果につきましては、別添3の報告書様式により、7月11日（月）までに全ト協交通・環境部宛ご報告いただきますようお願いします。

別添1. 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

別添2. 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領

別添3. 「不正改造車排除運動」実施結果報告書様式

別添4. チラシ「危険な不正改造車は重大な犯罪です。」

以上

(本件問い合わせ先)

(公社) 全日本トラック協会 交通・環境部 萩原、宮崎
TEL : 03-3354-1045

平成 28 年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

平成 28 年 5 月 9 日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県 トラック 協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成 28 年 6 月 1 日（水）から 6 月 30 日（木）までの 1 ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 重点とする不正改造項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (4) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (5) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (6) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (7) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (8) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (9) 不正な二次架装
- (10) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (11) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (12) 不正軽油燃料の使用

4. 実施内容

- (1) 全ト協「広報とらっく」5月15日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及びチラシを掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する(チラシ配布)。

5. 各都道府県 トラック 協会へのお願い

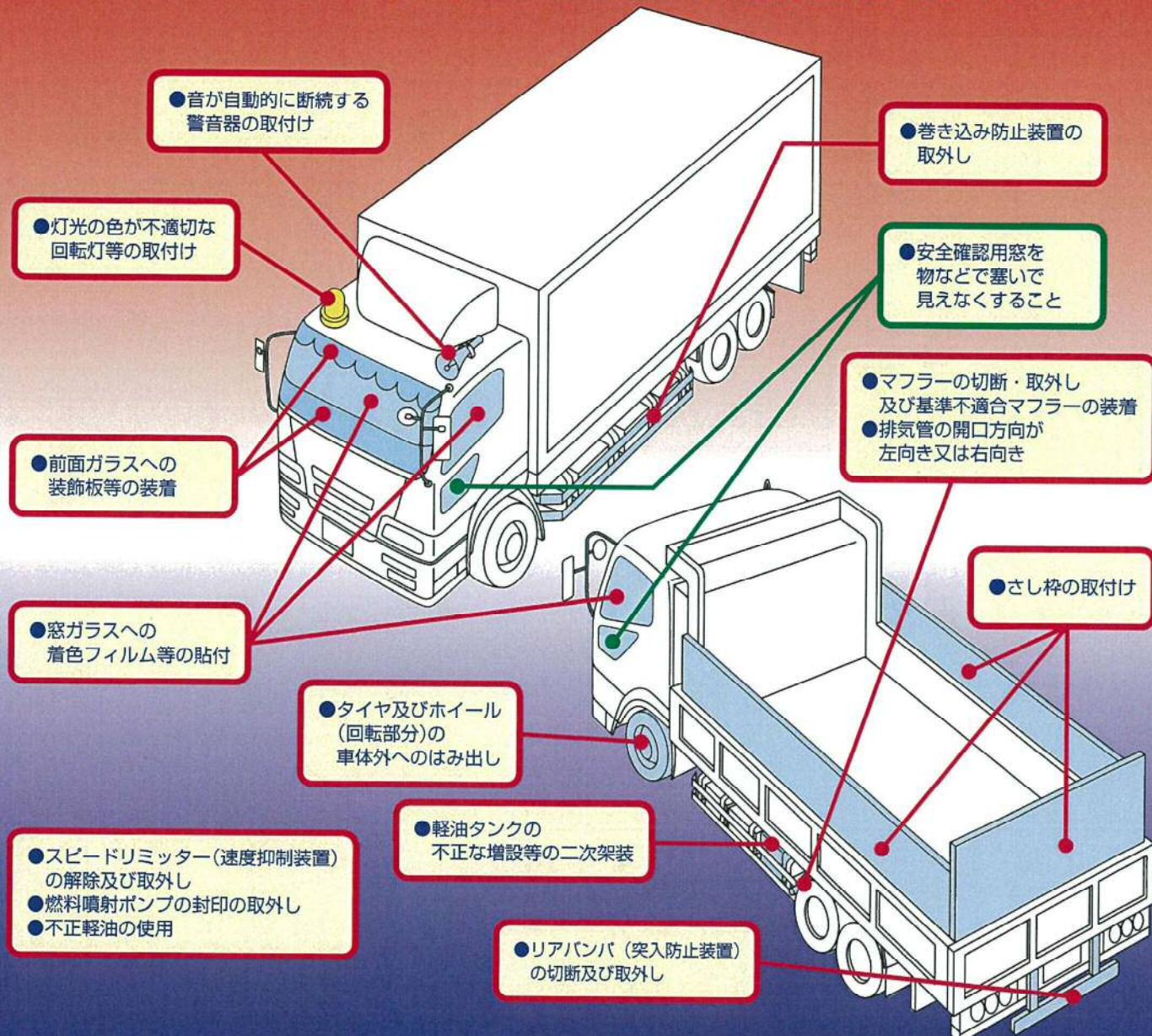
- (1) 全ト協「広報とらっく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方 トラック 協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようお願いします。
- (2) 各地方 トラック 協会の運動については、強化月間終了後、実施結果を別添3により7月11日（月）までに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いします。

以上

危険な不正改造車は重大な犯罪です。

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日×違反車両数／再違反 40日×違反車両数
ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかせられます。



6月1日～6月30日

「不正改造車排除」強化月間



公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反	累違反
20日 × 違反車両数	40日 × 違反車両数	80日 × 違反車両数

不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはいけません。これに違反した場合は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、50万円以下の罰金が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。